

第3号様式（第6条第1項関係）

市長	副市長	部長	課長	主幹・副主幹	主査・主査補	班員
付議・報告部課 企画財政部 財政課						

令和元年8月16日

会議結果報告書（行政経営戦略会議）

1 日時及び場所

令和元年8月16日（金）午前9時～ 本庁舎3階会議室301

2 出席者

財政課 津々木課長、相馬主査、元田主査、武藤主査補

企画政策課 永井課長、富田主査

3 件名

「財政推計の見直しと財政健全化の取組」の改訂について

4 会議結果

- 案のとおり決定する。
- 一部修正の上、決定する。
- 繼続して検討する。
- 案を否決する。
- 報告を了承する。

5 会議内容

・後期基本計画の策定時に財政推計を再度見直すのか。

→後期基本計画の策定にあたっては今回改訂した財政推計を基礎資料とする。その上で、後期基本計画に基づく5年間の事業費を計上して、財政の見通しを作成する。

【修正内容】

- ・「2 財政推計の見直しと財政健全化の取組の改訂」における文言「（以下「前回推計」という）」は、「1 財政推計の見直しと財政健全化の取組みの策定の経緯」において記載する。
- ・「3 財政推計と財政健全化の取組の期間」と、「7 財政推計 前提条件」中、「【全体項目】」における推計期間の開始年度が異なるため、統一する。
- ・「5 財政健全化の取組項目（予定）」のうち、「（1）歳出削減の取組、ア 人件費等の削減、④学校補助教員等の採用数の見直し」の「取組内容」中の「賃金」の表記については、令和2年度からの会計年度任用職員制度への変更に合わせて文言を修正する。

備考 会議内容を簡潔に記載すること。

令和元年8月16日

付議書(行政経営戦略会議)

部課名 企画財政部 財政課、企画政策課

件名	「財政推計の見直しと財政健全化の取組」の改訂について																																			
現状・課題	<p>平成30年度当初予算編成時において、第5次総合計画策定時に行った財政推計が実際と乖離していたことが判明したことから、平成30年8月に「財政推計の見直しと財政健全化の取組(以下「前回推計」という。)」を策定した。</p> <p>しかしながら、前回推計策定時においては、幼児教育・保育の無償化など制度改正の影響額が見込めないものがあったこと、普通建設事業について、国庫補助金等の交付状況により事業計画を変更せざるを得ないものが生じていることなど、前回推計と実際の状況との間に再び乖離が生じるおそれがある。</p>																																			
付議事案	目的	<p>前回推計策定後に生じた事項や財政健全化の取組の具体的な内容を反映するなど前回推計を改訂することにより、今後の中長期的な財政状況を把握し、令和3年度から5年間を計画期間とする第5次総合計画後期基本計画の策定の基礎資料とする。</p>																																		
	対応方策	<p>以下の要件に該当する項目について見直しを行うとともに、財政健全化の取組の具体的な内容を反映する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・前回推計策定後に国や県の制度改正があった、又は制度の詳細が判明したもの。 ・前回推計策定後に行行政経営戦略会議等により意思決定されたもの。 ・普通建設事業で国庫補助金等の状況により、前回推計から事業計画を見直す必要があるもの。 <p>また、特別会計への繰出金についても、金額に大きな変動のあるものは見直しの対象とする。</p>																																		
論点(決定を要する事項)	<ul style="list-style-type: none"> ・改訂後の「財政推計の見直しと財政健全化の取組」について(財政推計、財政健全化の取組の項目・実施時期・効果額) 																																			
部内会議や関係課等との調整結果(主な意見・懸案事項)	<p>【部内会議】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・財政推計上の基金残高に基づいて、後期基本計画終了時に基金残高が20億を維持できるように引き続き取り組んでいくこと。 ・長期的な話にはなるが、第6次総合計画と次の行政経営指針の策定に向けて、財政調整基金残高の目標を早めに決定すること。 																																			
スケジュール	<p>R1.8月下旬:令和2年度当初予算編成方針と合わせて職員に通知 議会への通知</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>有無</th> <th>方法(時期)</th> <th>項目</th> <th>有無</th> <th>方法(時期)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>条例規則</td> <td>無</td> <td></td> <td>報道発表</td> <td>無</td> <td></td> </tr> <tr> <td>議会説明</td> <td>有</td> <td>議会への通知(R1.8月)</td> <td>広報・HP等</td> <td>有</td> <td>HP(R1.9月)</td> </tr> <tr> <td>市民参加</td> <td>無</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>付議書公表</td> <td><input type="checkbox"/>公開 <input type="checkbox"/>非公開 <input type="checkbox"/>部分非 <input checked="" type="checkbox"/>時限非</td> <td>(議会に通知するまで)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>						項目	有無	方法(時期)	項目	有無	方法(時期)	条例規則	無		報道発表	無		議会説明	有	議会への通知(R1.8月)	広報・HP等	有	HP(R1.9月)	市民参加	無					付議書公表	<input type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 部分非 <input checked="" type="checkbox"/> 時限非	(議会に通知するまで)			
項目	有無	方法(時期)	項目	有無	方法(時期)																															
条例規則	無		報道発表	無																																
議会説明	有	議会への通知(R1.8月)	広報・HP等	有	HP(R1.9月)																															
市民参加	無																																			
付議書公表	<input type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 部分非 <input checked="" type="checkbox"/> 時限非	(議会に通知するまで)																																		
参考情報	<p>関係法令等なし</p> <p>関係課全課</p> <p>事業費 千円 (うち特定財源 千円)</p>																																			

財政推計の見直しと 財政健全化の取組

平成30(2018)年度～令和12(2030)年度

**平成30(2018)年8月策定
令和元(2019)年●月改訂**

白井市

1 財政推計の見直しと財政健全化の取組の策定の経緯

平成30（2018）年度の当初予算は、財源不足により財政調整基金の取り崩し額を前年度より1億5千万円以上増やす大変厳しい予算編成となりました。その結果、予定していた小中学校のエアコン設置については、事業実施後も維持管理費等の経費を要することから、第5次総合計画後期実施計画に位置付けたうえで財源等の見通しを立てて実施することとし、平成30（2018）年度の事業着手を見送りました。

今後も公共施設の老朽化への対応、人口減少や少子化・高齢化の進展による税収の減少など厳しい財政運営が見込まれますが、国の制度変更等に伴う扶助費の増加や小中学校の耐震改修や庁舎整備などの大規模事業に伴う公債費の増加などにより、第5次総合計画策定時に行った財政推計と現状の間には乖離が生じています。

そこで、計画的かつ持続可能な行財政運営を進めるうえで今後の中長期的な財政状況を把握するために、現状と今後の傾向を捉え、かつ、小中学校のエアコン設置を考慮して財政推計を見直すこととしました。なお、小中学校のエアコン設置については、児童生徒の安全、健康を守るための猛暑対策が緊急の課題であることを考慮し、平成31（2019）年度に全小中学校の普通教室にエアコンを設置し、稼働する想定で財政推計をしています。

また、第5次総合計画策定時に行った財政推計と現状の間の差は主に歳出の義務的経費増大によることから、財政推計の見直しと併せて、財政健全化の取組を平成30（2018）年8月に策定しました。

2 財政推計の見直しと財政健全化の取組の改訂

令和3（2021）年度から5年間を計画期間とする第5次総合計画後期基本計画の策定に向けて、最新の制度や事業計画等に基づいて、今後の中長期的な財政状況を把握し、同計画の策定の基礎資料とするため、平成30（2018）年8月に行った財政推計の見直し（以下「前回推計」という。）をベースに、前回推計以後に生じた事項や、財政健全化の取組の具体的な内容を反映するなど見直しを行いました。

3 財政推計と財政健全化の取組の期間

財政推計と財政健全化の取組の期間は、平成30（2018）年度から令和12（2030）年度までの13年間とします。

財政推計については、団塊の世代が後期高齢者となる令和7（2025）年度を一つの分岐点と捉え、その後の状況を見据えた取組ができるように長期間の推計としますが、後年度になるほど各種制度の変更等不透明な要素が増えることから、第5次総合計画の期間である令和7（2025）年度までを基本とし、令和8（2026）年度からの5年間は参考値とします。

4 財政推計(現行の財政運営を続ける場合)

現行の財政運営を続けた場合、令和7（2025）年度には財政調整基金残高がなくなります。

第5次総合計画期間											参考値				【百万円】		
科目	前期基本計画期間				後期基本計画期間				小計	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)	令和12年度 (2030年度)	合計		
	平成29年度 (2017年度) 決算	平成30年度 (2018年度) 決算	平成31年度 (2019年度) 決算見込み	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)									
地方税	9,151	9,118	9,102	9,132	9,001	8,997	8,993	8,899	81,289	8,868	8,842	8,831	8,815	8,721	125,366		
地方交付税	937	996	1,076	951	967	1,000	1,016	1,027	1,021	8,991	1,038	1,059	1,069	1,079	1,089	14,325	
国庫支出金	2,725	2,645	2,846	2,916	2,969	2,960	2,783	2,704	2,740	25,288	2,742	2,766	2,799	2,842	2,854	39,291	
歳入	1,041	1,080	1,315	1,255	1,217	1,217	1,230	1,223	1,228	10,806	1,207	1,215	1,214	1,192	1,207	16,841	
地方債	3,227	3,029	1,782	1,881	1,986	1,322	1,169	1,133	1,111	16,640	1,114	1,097	1,097	1,093	1,093	22,134	
繰入金・繰越金	1,966	1,844	1,550	1,453	1,812	1,893	1,892	2,042	2,004	16,456	1,982	2,093	2,197	2,261	2,329	27,318	
そのほか	3,495	2,903	2,937	2,742	2,687	2,669	2,620	2,537	2,529	25,119	2,528	2,521	2,514	2,511	2,507	37,700	
歳入合計	22,543	21,616	20,608	20,330	20,640	20,059	19,703	19,566	19,529	184,594	19,477	19,595	19,722	19,793	19,801	282,982	
人件費	3,438	3,377	3,218	3,794	3,789	3,805	3,825	4,034	4,068	33,348	4,062	4,080	4,100	4,114	4,148	53,852	
物件費	3,072	2,965	3,480	3,159	3,156	3,190	3,211	3,179	3,178	28,590	3,109	3,139	3,148	3,134	3,104	44,224	
扶助費	4,405	4,444	4,530	4,568	4,565	4,556	4,558	4,558	4,578	40,762	4,603	4,628	4,658	4,691	4,735	64,077	
補助費等	2,312	2,358	2,510	2,441	2,579	2,529	2,447	2,449	2,385	22,010	2,415	2,391	2,386	2,388	2,339	33,929	
歳出	普通建設事業費	3,537	3,012	2,017	2,002	2,238	1,490	1,153	802	785	17,036	809	798	824	837	827	21,131
公債費	1,542	1,629	1,836	1,757	1,795	1,868	1,852	1,917	1,856	16,052	1,880	1,900	1,919	1,903	1,845	25,499	
そのほか	3,238	3,005	2,187	2,609	2,517	2,622	2,656	2,629	2,679	24,142	2,599	2,659	2,687	2,725	2,802	37,614	
歳出合計	21,544	20,789	19,778	20,330	20,640	20,059	19,703	19,566	19,529	181,938	19,477	19,595	19,722	19,793	19,801	280,326	
歳入歳出差引額	999	827	830	0	0	0	0	0	0	2,656	0	0	0	0	0	2,656	
財政調整基金年度末残高(不足額)	2,627	2,652	2,413	2,341	1,968	1,634	1,266	608	0	-	0	0	0	0	0	-	
増減	(-)※1	666	663	589	475	779	747	769	1,052	1,020	6,760	998	1,112	1,211	1,270	1,335	12,686
積立金(+)※2	608	688	351	403	407	413	401	394	391	4,056	391	391	392	394	396	6,019	

※財政推計の表の見方、財政推計に当たつての不確定要素は、3ページのとおりです。

＜財政推計の表の見方＞

- ※1 財源不足を補うために財政調整基金から取り崩す額で、表中の歳入項目「繰入金・繰越金」の内数です。
- ※2 前年度の決算で余ったお金を財政調整基金に積み立てる額で、表中の歳出項目「そのほか」の内数です。
- ※3 表中の数値は四捨五入しているため、合計額が一致しない場合があります。

＜財政推計に当たっての主な不確定要素＞

【歳入：地方税】

市外へのふるさと納税による地方税への影響額（地方税の減収）は年々拡大していますが、今後、影響額がどの程度で推移するか
不透明であるため、平成30年（2018）年度当初予算の影響額相当額で見込んでいます。

【歳出：補助費等】

一部事務組合への負担金については、焼却炉の更新など増額が見込まれますが、事業費や実施時期などが決定していないため、
見込んでいません。

【歳出：普通建設事業費】

学校施設の長寿命化計画や公共施設の個別施設設計画を策定中であり、将来的に施設の改修等に必要な事業費が判明していないため、
必要な事業費を枠として1年当たり4億5千万円見込んでいます。

5 財政健全化の取組項目(予定)

(1) 岁出削減のための取組

ア 人件費等の削減

特別職報酬や管理職手当の削減など自助努力による人件費の削減に取り組むとともに、事務の効率化・簡素化と行政組織のスリム化により職員数の抑制を図り、人件費等を削減します。

取組項目	取組内容
①特別職報酬の削減	特別職の報酬を、市長10%、副市長5%、教育長2%削減します。
②管理職・管理職手当の削減	行政組織のスリム化によって課長職を抑制するとともに、管理職手当を10%削減します。
③職員数の抑制	業務の外部委託等を積極的に活用することで行政組織のスリム化を図り、職員数を抑制するとともに、人件費を削減します。
④学校補助教員等の採用数の見直し	児童生徒数の減少に併せ、学校補助教員等の採用数を抑制し、賃金を削減します。

イ 公共施設等のあり方の見直し

市が保有する公共施設等は、昭和54年の千葉ニュータウンの街開きを契機に集中的に整備しており、今後は一斉に建替等の更新時期を迎える見込みです。今後、公共施設等をどのように更新し、維持管理していくのか、統廃合を視野に入れながらコストを削減します。

取組項目	取組内容
①社会教育施設や各センターのあり方の見直し	人口減少や少子高齢化を見据え、市民ニーズや利便性の観点から、改修やあり方の見直しを行います。
②桜台小・中学校の自校式給食の見直し	桜台小・中学校の自校式の給食調理場の老朽化に伴い、最新設備を備えた学校給食共同調理場へ移行します。
③出張所の窓口の廃止	マイナンバーカードの取得率を高め、住民票などのコンビニ交付を積極的に推進することにより、段階的に出張所窓口を廃止します。

ウ 事務事業の廃止や見直しによる経費削減

当初の目的を達成した事業や成果が上がっていない事業の廃止を徹底し、また、事務事業を見直すことにより経費を削減します。

取組項目	取組内容
①イベントの統廃合	同種同様のイベントなどについては、原則として統廃合します。
②土地の賃借廃止	土地の利用状況を把握し、利用目的が薄れている土地については賃借を廃止します。
③家庭ごみの有料化によるごみ処理料の削減	家庭ごみを有料化することにより、ごみ総量を縮減します。
④その他事務事業の廃止や見直しによる経費の削減	継続的に事務事業の目的や効果を検証し、事業の廃止や事務事業を見直します。

(2) 歳入確保のための取組

ア 財源の確保

公有財産や市が保有する資源の利活用を徹底し、財源を確保します。また、企業誘致により新たな税収を確保します。

取組項目	取組内容
①普通財産の売却	「白井市公有財産利活用基本方針」に基づき、将来的に利用の見込みがなく、民間へ売却しても特に支障がない普通財産については売却します。
②企業誘致の推進	都市マスター・プランの土地利用の方針に定める公益的施設誘導地区に企業誘致を進め、新たな税収を確保します。
③赤道の市道認定の促進	赤道を市道認定することにより、普通交付税などの増加が見込めるところから、赤道の市道認定を促進し、普通交付税などの増収を図ります。

イ 受益者負担の適正化

受益者負担の原則を徹底することにより、負担の公平性・公正性を確保します。

取組項目	取組内容
①無料の公の施設の利用料金の有料化	無料の公の施設について、受益者負担の公平性の観点から、有料化を検討し、適正な使用料・利用料金を徴収します。
②上下水道料金の適正化	一般会計からの基準外繰入を行っている下水道会計及び水道会計については、独立採算制の原則に基づき、下水道料金及び市営水道料金の改定を行います。
③その他市民サービスに対する受益者負担の適正化	市民サービスに対する受益者負担については、公平性の観点から負担額の見直しや所得に応じた負担額の設定等を行い、適正化を図ります。

(3) 財政健全化の取組による効果額

財政健全化の取組を着実に実行することにより、令和2（2020）年度から令和12（2030）年度までの効果額は、累計で49億8,100万円以上と見込んでいます。

なお、前回推計時と比較して、財政健全化の取組内容が具体化した次の項目については効果額を見直しています。

取組項目	見直し理由
(1) -ア-③ 職員数の抑制	平成30（2018）年9月に白井市定員管理指針を見直したため。
(2) -ア-③ 赤道の市道認定の促進	令和3（2021）年度から5年間かけて赤道の市道認定を行うこととしたため。
(2) -イ-② 上下水道料金の適正化	白井市上下水道審議会の答申どおり、市営水道料金を令和2（2020）年度から15%値上げすることとしたため。

今後も、財政健全化の取組については、その必要性をしっかりと市民に対して説明し、理解を得ながら進めていきます。

6 財政推計(財政健全化の取組を行う場合)

財政健全化の取組を行うことにより、令和12（2030）年度に財政調整基金残高を9億9,800万円確保できる見込みです。

【百万円】

科目	第5次総合計画期間										参考値				合計	
	前期基本計画期間					後期基本計画期間					合計					
	平成29年度 (2017年度) 決算	平成30年度 (2018年度) 決算	平成31年度 (2019年度) 決算見込み	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	合計	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)	令和12年度 (2030年度)	
地方税	9,151	9,118	9,102	9,132	9,001	8,997	8,993	8,899	8,896	81,289	8,842	8,831	8,815	8,721	125,366	
地方交付税	937	996	1,076	951	967	1,000	1,016	1,027	1,021	8,991	1,038	1,059	1,069	1,079	1,089	14,325
国庫支出金	2,725	2,645	2,846	2,916	2,969	2,960	2,783	2,704	2,740	25,288	2,742	2,766	2,799	2,842	2,854	39,291
県支出金	1,041	1,080	1,315	1,255	1,217	1,217	1,230	1,223	1,228	10,806	1,207	1,215	1,214	1,192	1,207	16,841
歳入 地方債	3,227	3,029	1,782	1,881	1,986	1,322	1,169	1,133	1,111	16,640	1,114	1,097	1,097	1,093	1,093	22,134
繰入金・繰越金	1,966	1,844	1,550	1,453	1,812	1,893	1,892	2,042	2,004	16,456	1,982	2,093	2,197	2,261	2,329	27,318
そのほか	3,495	2,903	2,937	2,742	2,687	2,669	2,620	2,537	2,529	25,119	2,528	2,521	2,514	2,511	2,507	37,700
歳入合計	22,543	21,616	20,608	20,330	20,640	20,059	19,703	19,566	19,529	184,594	19,477	19,722	19,793	19,801	282,982	
人件費	3,438	3,377	3,218	3,794	3,789	3,805	3,825	4,034	4,068	33,348	4,062	4,080	4,100	4,114	4,148	53,852
物件費	3,072	2,965	3,480	3,159	3,156	3,190	3,211	3,179	3,178	28,590	3,109	3,139	3,148	3,134	3,104	44,224
扶助費	4,405	4,444	4,530	4,568	4,565	4,556	4,558	4,578	4,578	40,762	4,603	4,628	4,658	4,691	4,735	64,077
補助費等	2,312	2,358	2,510	2,441	2,579	2,529	2,447	2,449	2,385	22,010	2,415	2,391	2,386	2,388	2,339	33,929
普通建設事業費	3,537	3,012	2,017	2,002	2,238	1,490	1,153	802	785	17,036	809	798	824	837	827	21,131
公債費	1,542	1,629	1,836	1,757	1,795	1,868	1,852	1,917	1,856	16,052	1,880	1,900	1,919	1,903	1,845	25,499
そのほか	3,238	3,005	2,187	2,609	2,517	2,622	2,656	2,629	2,679	24,142	2,599	2,659	2,687	2,725	2,802	37,614
歳出合計	21,544	20,789	19,778	20,330	20,640	20,059	19,703	19,566	19,529	181,938	19,477	19,595	19,722	19,793	19,801	280,326
歳入歳差引額	999	827	830	0	0	0	0	0	0	2,656	0	0	0	0	0	2,656
財政健全化の取組 み効果額	-	-	上表に 反映	184	317	327	378	435	440	2,081	538	563	576	611	612	4,981
財政調整基金年度末残高	2,627	2,652	2,413	2,524	2,469	2,461	2,472	2,249	2,060	-	1,990	1,831	1,588	1,325	998	-
増 繰入金(−)	666	663	589	291	462	420	391	617	580	4,680	460	549	635	659	723	7,706
減 積立金(+)	608	688	351	403	407	413	401	394	391	4,056	391	390	392	394	396	6,019

※財政推計の表の見方、財政推計に当たっての不確定要素は、3ページのとおりです。

＜財政健全化の取組効果額＞

財政健全化の取組ごとの効果額は、以下のとおり見込んでいます。ただし、現時点で効果額を算定できない取組もあるため、その効果額については、今後の財政推計の見直しの際に追加することとします。

【百万円】														
	平成31年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	合計	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)	令和12年度 (2030年度)	合計
行政	149	224	213	264	321	325	1,496	393	417	430	465	465	3,666	
特別職報酬の削減	2	2	2	2	2	2	12	2	2	2	2	2	2	
管理職・管理職手当の削減	9	9	9	9	9	9	54	9	9	9	9	9	99	
職員数の抑制(398人→357人に抑制)	108	183	172	218	270	269	1,220	324	343	356	391	391	3,025	
事務事業の廃止や見直しによる経費削減	30	30	30	30	30	30	180	30	30	30	30	30	330	
企業誘致の推進							0	8	8	8	8	8	40	
赤道の市道認定の促進				5	10	15	30	20	25	25	25	25	150	
市民(受益者)	35	93	113	114	114	115	584	145	146	146	147	147	1,314	
社会教育施設や各センターのあり方の見直し(※1)							0	30	30	30	30	30	150	
桜台小・中学校の自校式給食の見直し(※2)				50	50	50	250	50	50	50	50	50	500	
家庭ごみの有料化によるごみ処理料の削減(※3)				20	20	20	80	20	20	20	20	20	180	
市営水道料金の適正化(※4)	35	43	43	44	44	45	254	45	46	46	47	47	484	
合計		184	317	327	378	435	440	2,081	538	563	576	611	612	4,981

- ※1 各センター（出張所を含む）を整理・統合した場合に、センターの維持・管理・運営に係るコストの削減額を効果額として見込んでいます。
- ※2 桜台小・中学校の給食調理業務を学校給食共同調理場に一元化した場合に、桜台小・中学校給食室の維持・管理や給食調理業務に係るコストの削減額を効果額として見込んでいます。

- ※3 可燃ごみの有料化を導入した場合に、他市ではごみ量が75%減量したという事例に基づいて、ごみ処理を行つ印西地区環境整備事業組合への負担金の軽減額を効果額として見込んでいます。なお、この場合、ごみ袋の販売価格は、45リットル大袋1枚当たりで現行の6円程度から36円程度となり、30円程度の負担増となります。

- ※4 白井市上下水道審議会からの答申どおり市営水道料金を令和2（2020）年度から15%値上げすることとし、一般会計から水道会計への繰出金の軽減額を効果額として見込んでいます。

7 財政推計 前提条件

【全体項目】

- 前回推計をベースに、次の要件に該当する項目について見直しを行った。
 - ①前回推計後に国や県の制度改正があった（制度の詳細が判明したものを含む。）もの
 - ②前回推計後に行政経営戦略会議において事業の実施や拡充等の意思決定をしたもの
 - ③ハード事業で国庫補助金等の状況から事業計画を見直す必要があるもの
- 推計期間は、平成31年度から令和12年度とする。ただし、長期間の推計となり、後年度になるほど各種制度の方向性が不透明なことから、第5次総合計画期間終了後の令和8年度以後は参考数値とする。
- 前回推計の基礎数値は、平成29年度普通会計（一般会計と学校給食共同調理場事業特別会計）における決算見込み額である。
- 推計に当たっては、事業ごとに経費及び財源を積算し、それを積み上げて推計する。
- 推計値の算定に必要な人口は、第5次総合計画の策定に当たって平成26年12月に作成した人口推計を採用する。ただし、人口推計と平成30年4月現在における人口の年齢構成の差異については、現状に合わせて補正している。
- 消費税等については、令和元年10月から、税率が10%に引き上げられることを見込んでいる。

【歳入】

項目	内容・推計方法
地方税 (市税)	<p>市民税、固定資産税など、サービスを賄うための財源として、市民や企業などからおさめていただく税金のこと。</p> <p>平成29年度決算見込み額をベースとして、個別の税目ごとに条件を設定して、徴収率を乗じて推計する。</p> <p>～主な税目の推計方法～</p> <ul style="list-style-type: none"> 個人市民税 人口推計による人口変動を考慮し推計する。 法人市民税 令和2年度以後の法人税割の税率改正（9.7%→6.0%）による影響、企業誘致の状況を考慮して推計する。 固定資産税・都市計画税 土地、家屋に対する課税は、3年に1回、課税の基礎となる評価額の見直し（評価替え）を行っている。 土地は、下落傾向にあるため、各年度において、前年度見込み額から1%下落するものとして推計する。 家屋は、平成30年度の評価替えの実績から、評価替え年度に4.4%の下落を見込むとともに、新築家屋や企業誘致の状況を考慮して推計する。
地方交付税	<p>国が地方公共団体間の財政力を調整するために、法人税やたばこ税などの国税5税の一部を市町村へ交付するお金のこと。</p> <p>平成30年度の普通交付税額を基礎数値として、「中長期の経済財政に関する試算（H30.1内閣府）」のベースラインケースにおける国の一般会計の「地方交付税等」の対前年伸び率を考慮して推計する。</p>
国庫支出金	<p>特定の事業に対して国から収入される負担金や補助金のこと。</p> <p>歳出で見込んだ事業費に補助率を乗じて推計する。</p>
県支出金	<p>特定の事業に対して県から収入される負担金や補助金のこと。</p> <p>歳出で見込んだ事業費に補助率を乗じて推計する。</p>
地方債 (借入金)	<p>主に公共施設の建設などの際に、世代間の負担の公平性を確保するため、建設事業費の一部として、国や金融機関などから長期間借り入れるお金のこと。 建設事業債のほか、国の地方交付税の財源が不足しているため、当該不足分に対して市が借り入れる臨時財政対策債がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> 建設事業債 歳出で見込んだ事業費に借入率を乗じて推計する。 臨時財政対策債 平成31年度の借入額で推計する。

繰入金・繰越し金	<ul style="list-style-type: none"> ・繰入金 特定の事業に充てたり、当該年度の財源不足を補うため、基金（市の預金）を取り崩すお金のこと。 ・繰越し金 前年度の決算で余ったお金のこと。 <p>・繰入金 特定の事業に充てる繰入金は、歳出で見込んだ事業費に応じて推計し、財源不足を補う繰入金は、当該年度の財源不足額で推計する。</p> <p>・繰越し金 過去の実績に基づき、前年度歳出合計の4%で推計する。</p>
そのほか	<p>～そのほかの主な項目～</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地方譲与税 国が徴収した税金を一定の配分により市町村へ交付するお金のこと。地方揮発油譲与税、自動車重量譲与税などがある。 ・税交付金 県が徴収した税金を一定の配分により市町村へ交付するお金のこと。利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、地方消費税交付金、ゴルフ場利用税交付金、自動車取得税交付金などがある。 ・分担金及び負担金 特定の事業の財源として、その事業により利益を受ける人から徴収するお金のこと。 ・使用料及び手数料 市の施設などを利用する人や、市のサービスを受ける人から、その対価として徴収するお金のこと。 <p>・地方譲与税 過去の実績に基づき推計する。</p> <p>・税交付金 過去の実績に基づき推計する。 ただし、地方消費税交付金は、令和元年10月からの地方消費税の税率改正などを考慮して推計する。 自動車取得税交付金は、令和元年9月の自動車取得税の廃止を見込み、新たな環境性能割の交付金については、経済産業省の税制改正資料（平成28年2月）を基に見込む。</p> <p>・負担金及び分担金、使用料及び手数料 過去の実績に基づき推計する。</p>

【歳出】

項目	内容・推計方法
共通事項	<p>歳出全体に共通する事項</p> <p>人口変動の影響を受けるものは、人口推計を考慮して推計する。 前期実施計画や各種計画に位置付けている事業については、当該計画に基づき推計し、それ以外については、現行の制度（詳細が判明している制度変更を含む。）や事業内容が継続するものとして推計する。</p>
人件費	<p>職員に対する給料や、議員・各委員会の委員への報酬などのこと。</p> <p>職員数は、令和3年度から定年延長が導入され、3年ごとに1歳ずつ定年年齢が上がり、令和15年に65歳定年になると仮定し、原則として定年退職分を新規採用で補充するものとして推計する。 一般職員人件費は、平成31年度見込み額に、退職者、新規採用職員や再任用する職員の人数、職員一人当たりの平均昇給率を加味して推計する。退職手当負担金は、千葉県市町村総合事務組合が平成31年度から令和5年度までの5年間について、退職手当負担金の積算根拠を変更したことを反映し、令和6年度以後は平成30年度ベースで推計した。 また、地方公務員法の改正に伴い、令和2年度から新たに会計年度任用職員制度が導入されるため、現行の臨時・非常勤職員を継続して雇用すると仮定して、報酬（給料）や手当を推計する。</p>

物件費	主に消費的な性質をもつ経費で、旅費、消耗品費、備品購入費、委託料などのこと。 共通事項のとおりである。 なお、賃金については、令和2年度から会計年度任用職員制度に移行するため、見込まない。
扶助費	主に生活保護法・児童福祉法・障害者総合支援法などに基づき支給する経費や各種サービスなどの経費で、生活保護費、保育園の運営費、障がい者サービス費などのこと。 共通事項のほか、地方消費税交付金の税率改正による増収見込み分のうち、社会保障財源化相当分を計上する。
補助費等	公益上の必要性により、一部事務組合や各種団体・個人などに支出する経費で、助成金、負担金、補助金などのこと。 一部事務組合への負担金は、原則として、財政推計を作成している組合の負担金は当該推計値を採用し、財政推計を作成していない組合の負担金は平成30年度見込み額で推計する。 それ以外は、共通事項のとおりである。
普通建設事業費	投資的経費の代表的なもので、道路、橋梁、公共施設などを建設・改修する経費などのこと。 前期実施計画や各種計画に位置付けている事業については、当該計画に基づき推計し、それ以外については、過去の実績に基づき推計する。
公債費	地方債（借入金）の元金・利子を返済するための経費のこと。 既に借り入れている地方債に加えて、歳入の地方債で新たに見込んだ額を借り入れるものとして推計する。
そのほか	～そのほかの主な項目～ <ul style="list-style-type: none">・維持補修費 公共施設などを保全し、維持するための経費のこと。・繰出金 下水道事業や介護保険事業などの特別会計が安定した運営を行えるよう、一般会計から特別会計に繰り出す経費のこと。 <ul style="list-style-type: none">・維持補修費 前期実施計画や各種計画に位置付けている事業については、当該計画に基づき推計し、それ以外については、過去の実績に基づき推計する。・繰出金 各特別会計が、各種計画や現行の制度、人口推移などを考慮して推計した上で、安定した運営に必要な経費を推計する。

【行政経営改革の効果】

行政経営改革効果額	財源不足を補うため、市長・副市長・教育長の報酬の減額、管理職手当の削減、職員数の抑制、内部管理経費の削減などの行政の自助努力を徹底し、歳出の削減に努める。 また、市民の理解を得ながら、受益者からの負担額や公共施設のあり方の見直しを進め、歳入の増加・歳出の削減に努める。
-----------	---

8 付属資料(財政健全化の取組後)

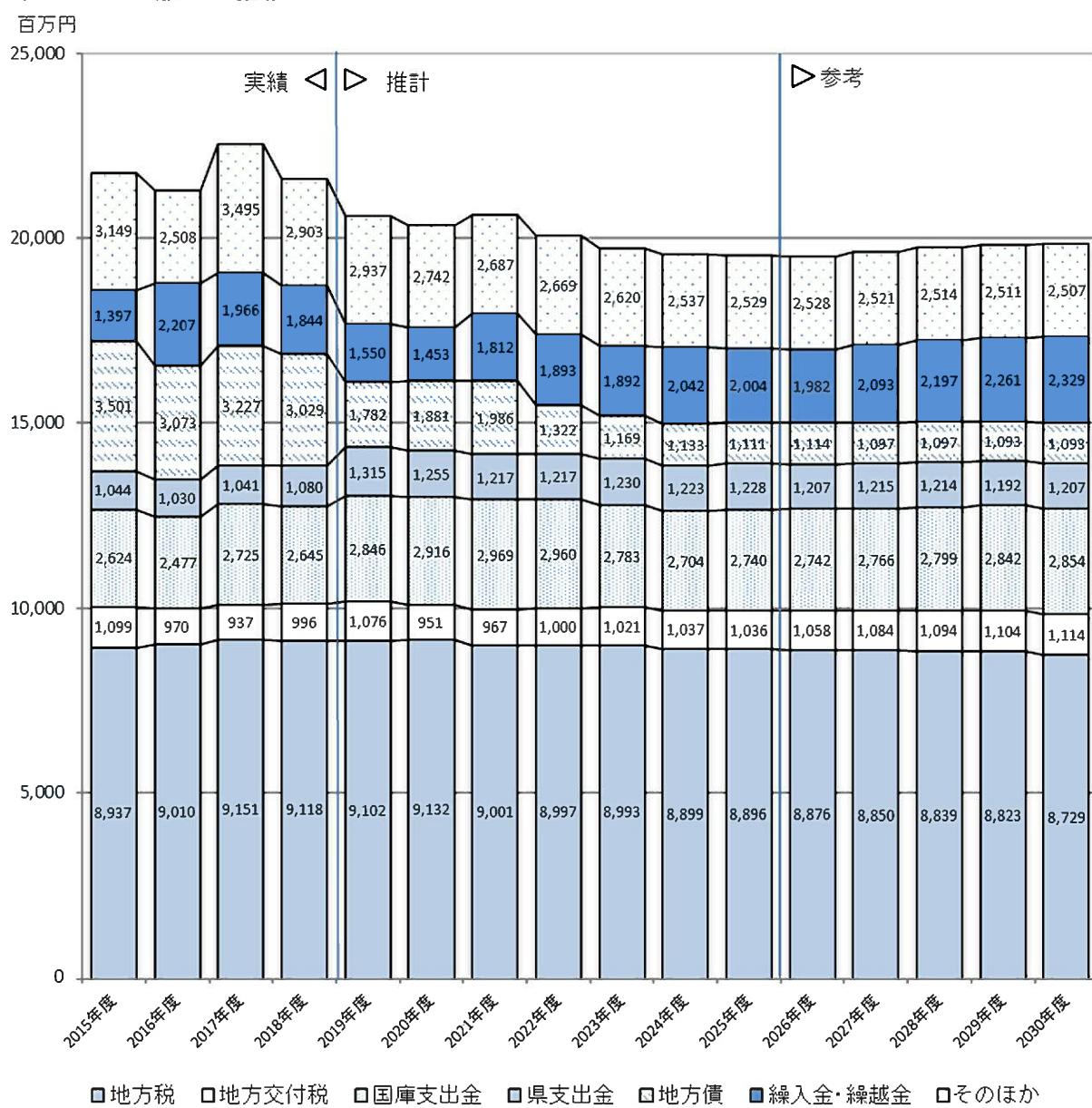
(1) 島入

ア 島入規模

島入については、小中学校の耐震改修工事や庁舎の整備などの大規模事業が終了したため、これらの大規模事業に充当していた地方債などが減少することから、2018年度以後は減少傾向が見込まれる。

2020年度以後、島入の根幹をなす地方税の減少が見込まれるとともに、新規の計画事業費及びその財源を見込んでいないことなどから、2023年度以後の島入規模は、200億円以下で推移する見込みである。

図1-1 島入の推移



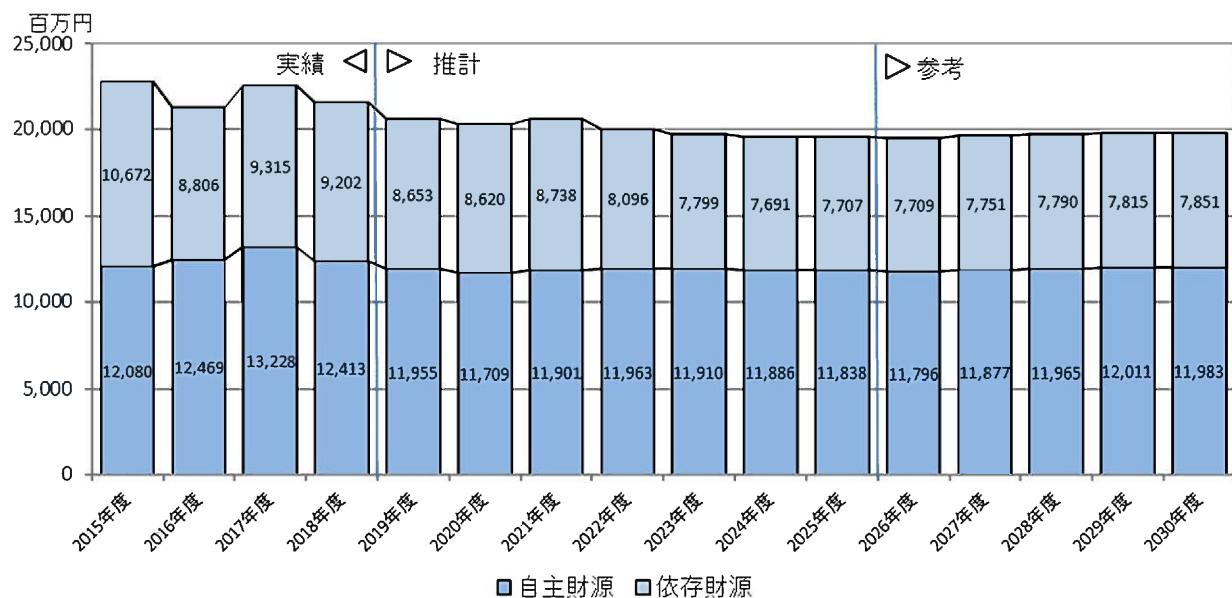
※2018年度の数値は決算見込みです。(以下同様)

イ 自主財源と依存財源

自主財源は、市が自ら徴収する収入で、地方税、分担金・負担金、使用料・手数料、寄附金、基金からの繰入金などがある。依存財源は、国など他の団体等から受け入れる収入で、地方交付税、国庫支出金、地方債などがある。

自主財源は、120億円前後を維持できる見込みであるが、財政調整基金からの繰入金を除いた自主財源は減少し続ける見込みである。依存財源は、2023年度以後80億円を下回る見込みである。

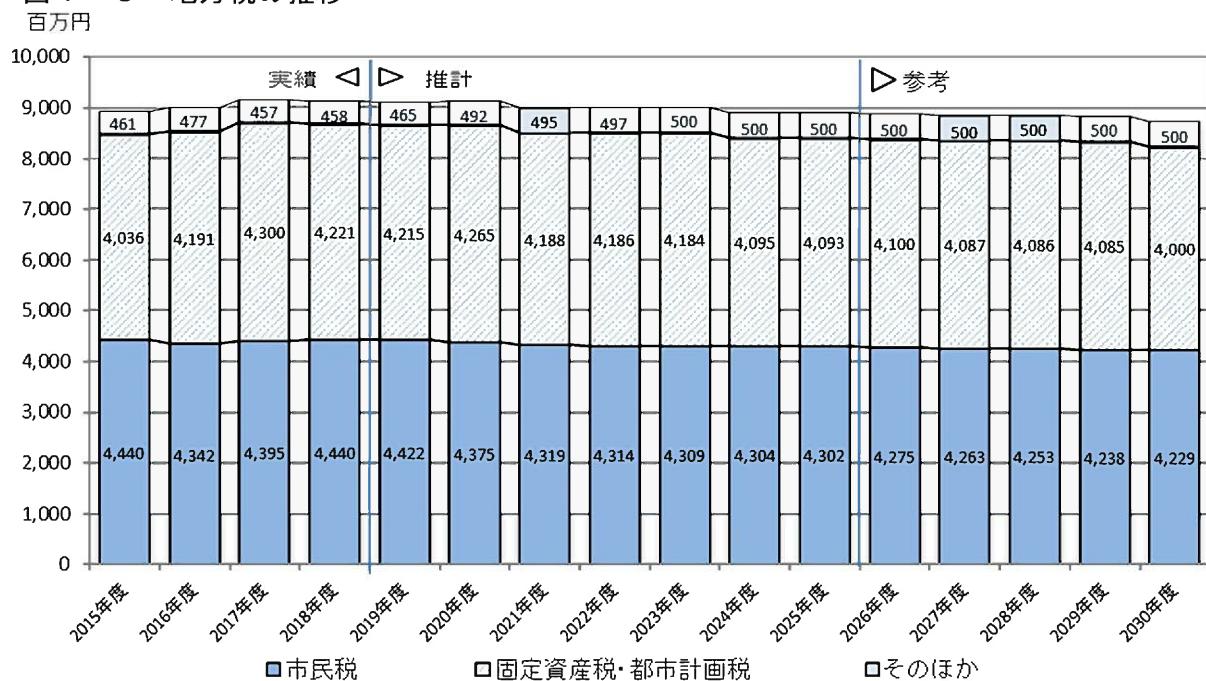
図1－2 自主財源と依存財源の推移



ウ 地方税

地方税のうち市民税は、2019年10月以後の法人市民税率の引き下げ、2020年度以後に見込まれる人口減少に伴い、2020年度以後は減少が見込まれる。また、固定資産税、都市計画税は、企業立地の促進により2020年度までは増加が見込まれるが、地価の下落の影響により、2021年度以後は減少が見込まれる。

図1－3 地方税の推移



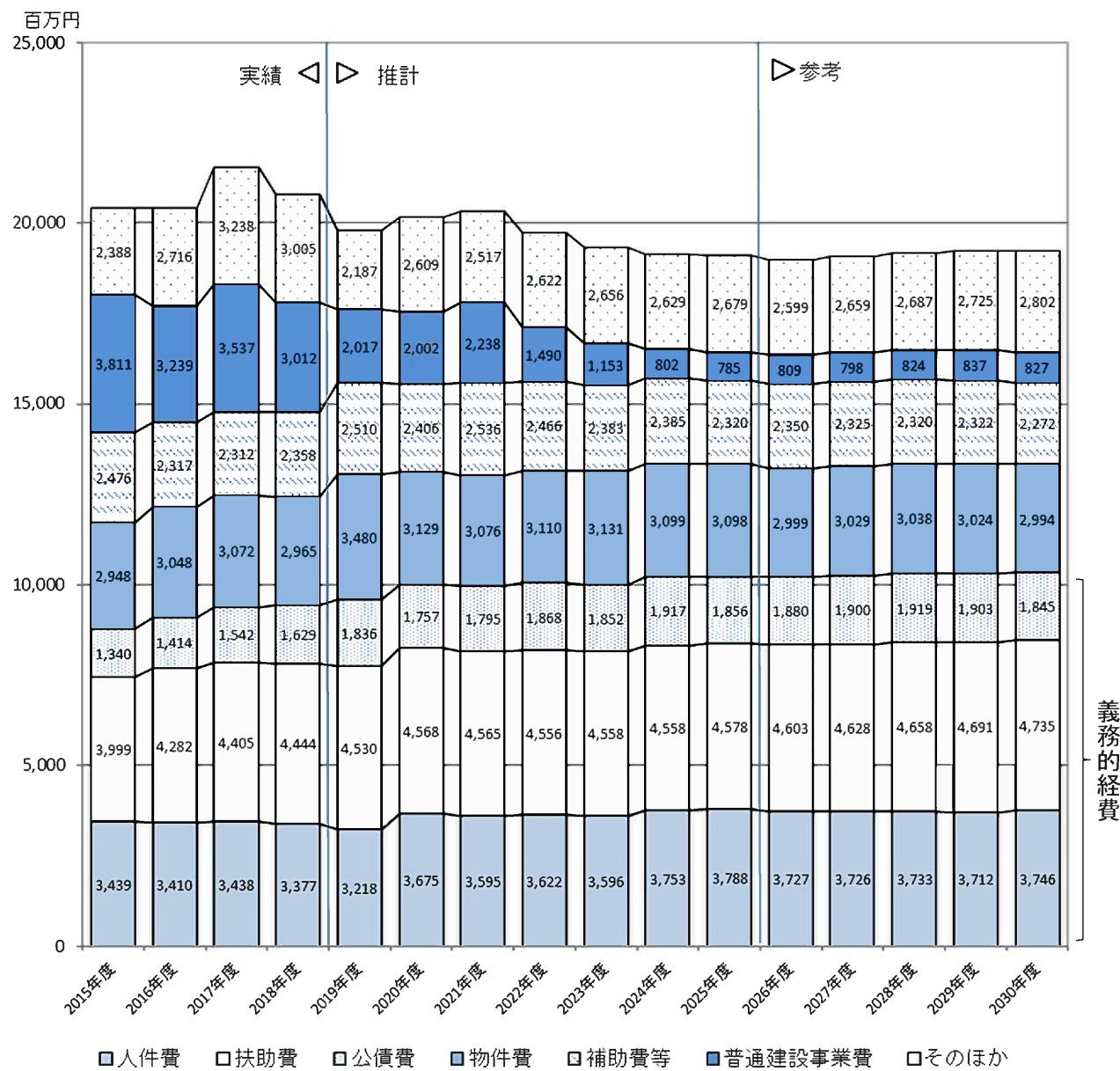
(2) 歳出

ア 歳出規模

歳出については、小中学校の耐震改修工事や庁舎の整備などの大規模事業が終了したため、普通建設事業費が減少することから、2018年度以後は減少傾向が見込まれる。

その後、新規の計画事業費を見込んでいないことから、2022年度以後の歳出規模は、200億円以下で推移する見込みである。

図2-1 歳出規模の推移

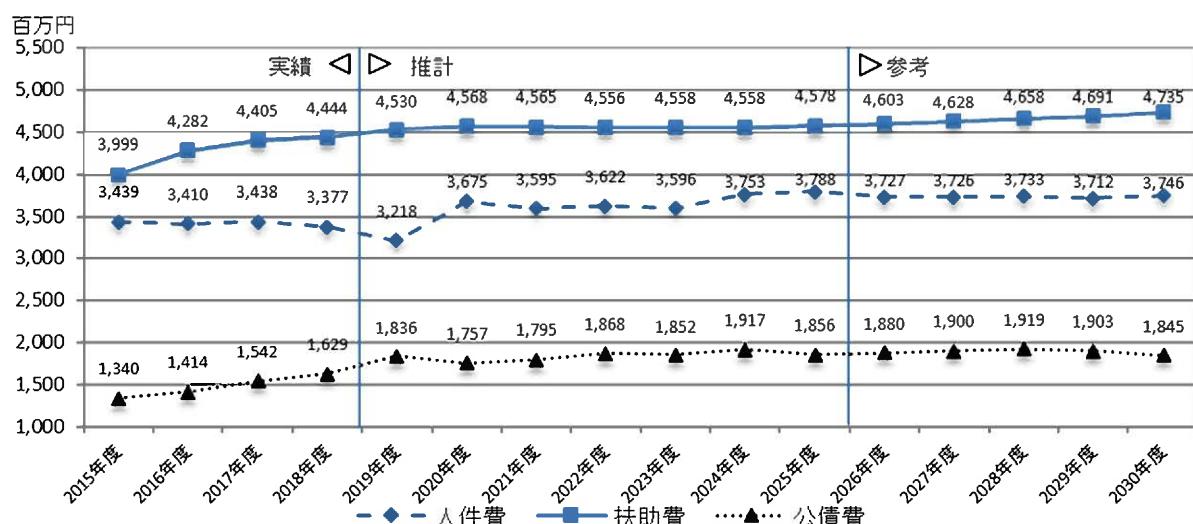


イ 義務的経費

義務的経費は、支出することが制度的に義務付けられた経費のことで、人件費、扶助費、公債費を指す。

人件費は、職員数の抑制などの取組と、2019年度から2023年度までの退職手当負担金の積算根拠の変更により減少するものの、2020年度からの会計年度任用職員制度の導入により増加し、2024年度以後は37億円規模で推移することが見込まれる。扶助費は生活保護費などの増等に伴い増加傾向が見込まれ、公債費は、学校給食共同調理場建替事業に伴う借入金の元金償還が始まる2022年度以後19億円前後で推移することが見込まれる。

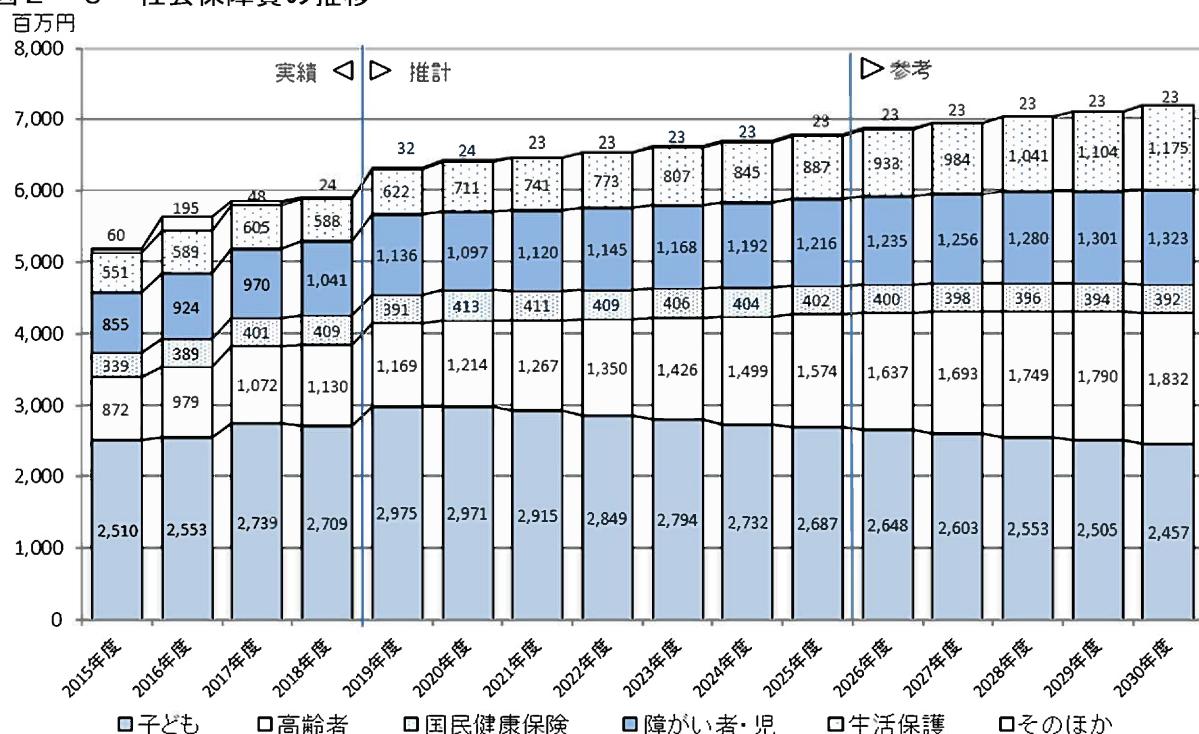
図2-2 義務的経費の推移



ウ 社会保障費

社会保障費は、2019年度以後、子どもの数の減少に伴い子どもに係る経費は減少するものの、高齢者や生活保護に係る経費は一貫して増加し続けるため、社会保障費全体では増加が見込まれる。

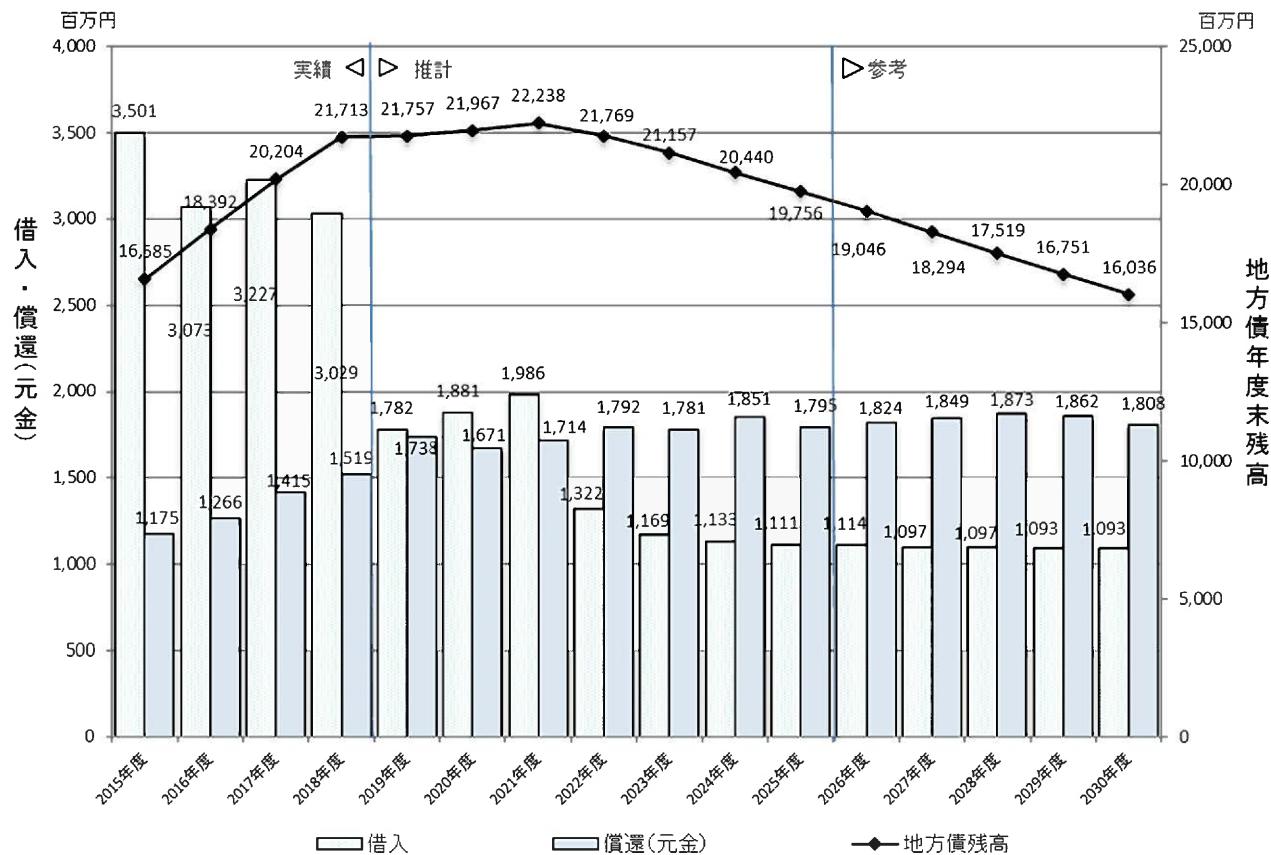
図2-3 社会保障費の推移



(3) 地方債

地方債の年度末残高は、2021 年度までは富士公園の用地取得や工業団地アクセス道路の整備などに伴う借入などにより増加するが、その後は新規の計画事業を見込んでいないことから、減少する見込みである。

図 3－1 地方債年度末残高等の推移



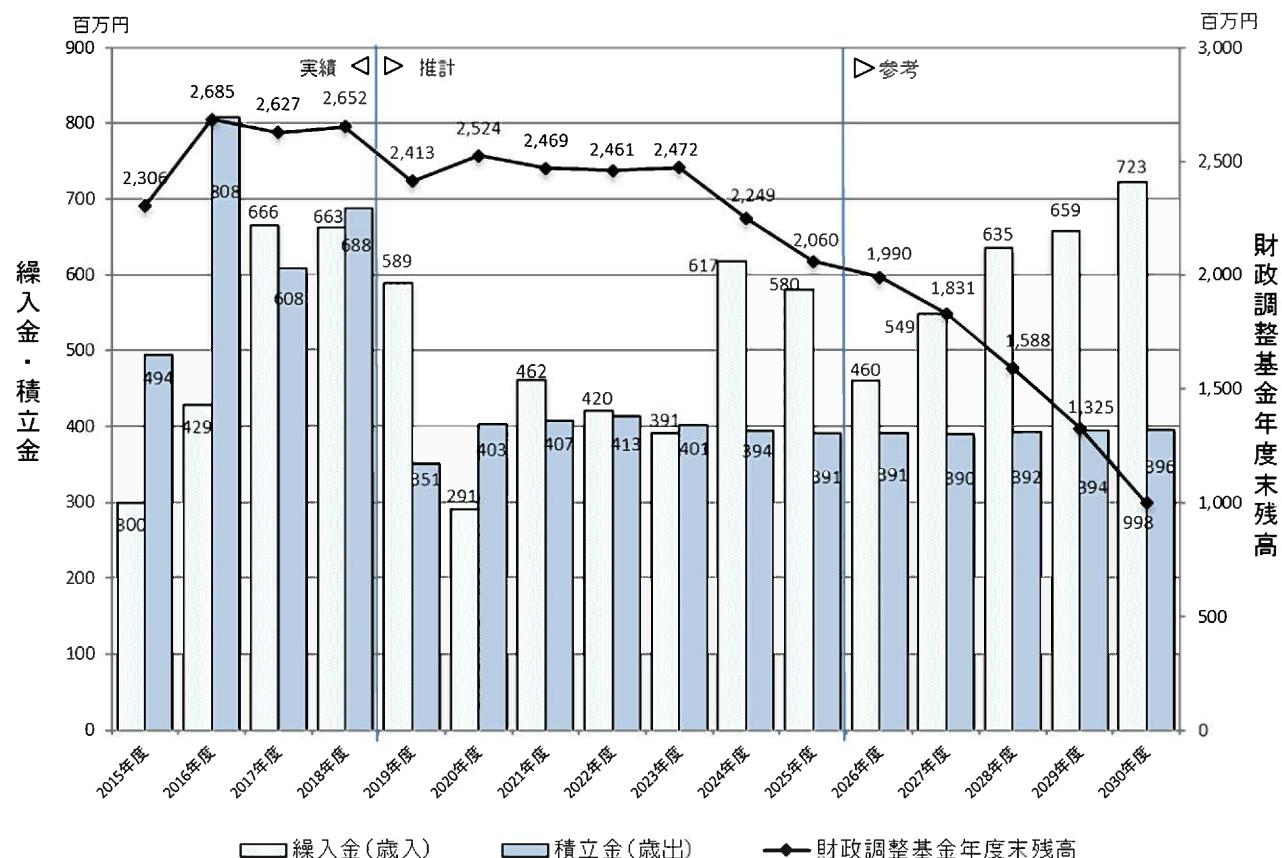
(4) 基金

ア 財政調整基金

財政調整基金は、年度間の財源の不均衡を調整するための市の貯金で、大規模事業の実施により財源が不足する場合や、災害などの特別な財政需要がある場合に取り崩しを行うものである。

2023年度までは20億円以上確保できるが、その後は財源不足を補うための繰入金（取り崩し）により年々減少する見込みである。

図4－1 財政調整基金年度末残高の推移



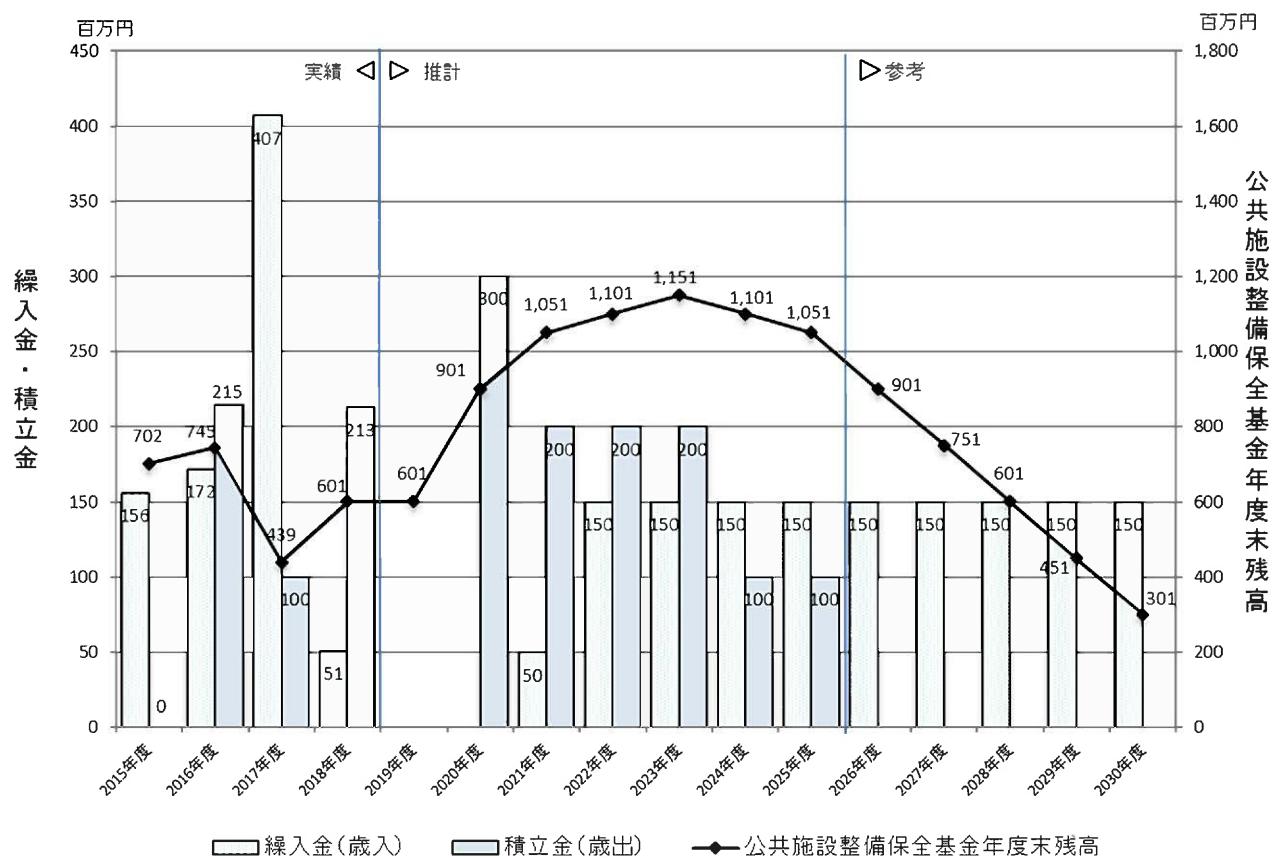
※積立金は、地方財政法に基づき前年度の決算剰余金の1/2を積み立てるものです。

イ 公共施設整備保全基金

公共施設整備保全基金は、公共施設（建物）の老朽化対策等を計画的に行うための貯金である。

2021度にかけて10億円に増加するが、その後は公共施設の改修等に係る経費に充てるための繰入金（取り崩し）により年々減少する見込みである。

図4－2 公共施設整備保全基金年度末残高の推移



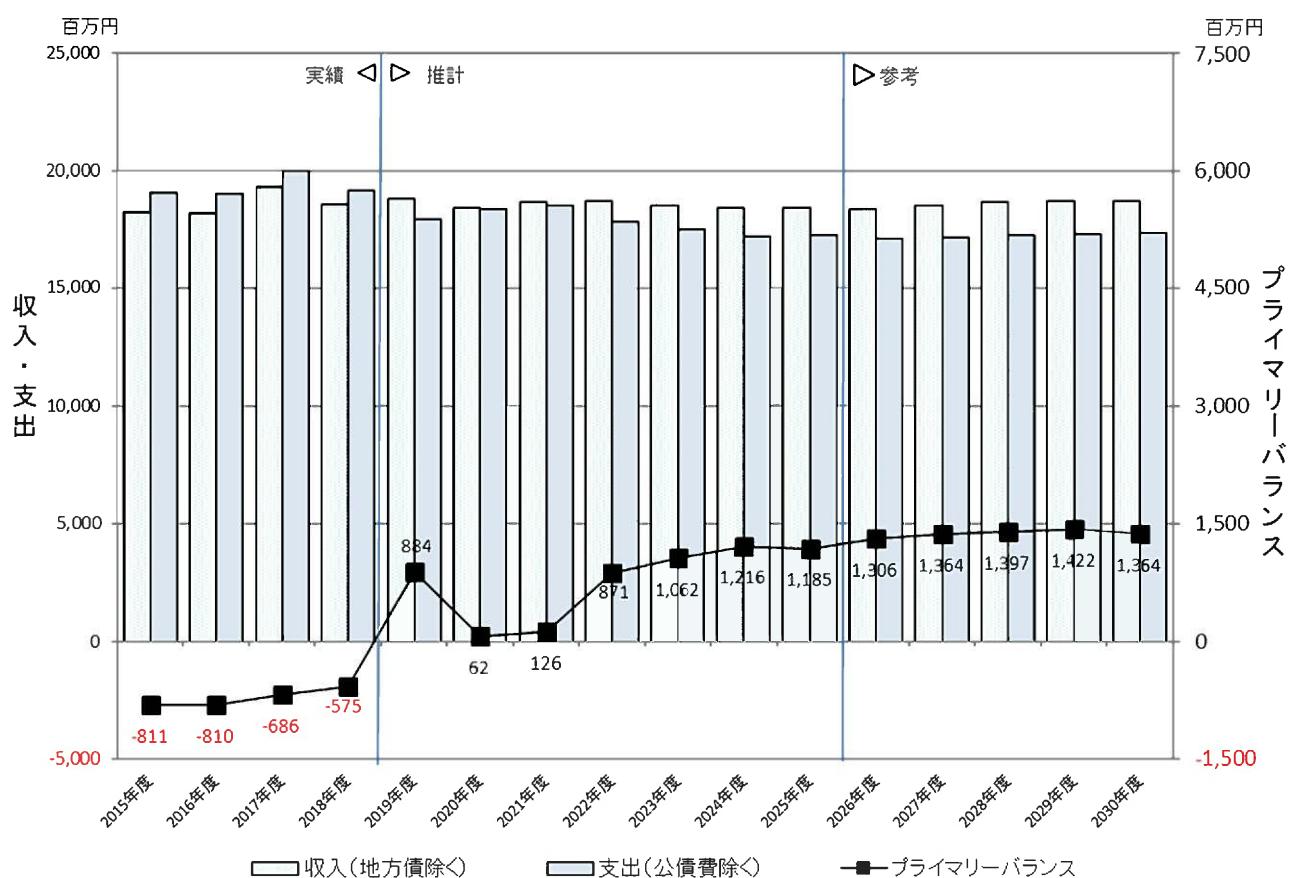
(5) プライマリーバランス

プライマリーバランスは、基礎的な財政収支のこととて、地方債（借入金）を除いた収入と、公債費（借入金の元利償還金）を除いた支出のバランスを見るものである。

プライマリーバランスがプラスの場合は、地方債に頼らずに、税収などで市民生活に必要な支出が賄えている状態を意味する。逆に、マイナスの場合は、地方債に頼らないと必要な支出が賄えない状態を意味する。

2019年度以後は、プライマリーバランスがプラスで推移し、地方債に依存した財政運営から脱却するが、引き続き財政調整基金に頼った財政運営が続くことに留意する必要がある。

図5－1 プライマリーバランスの推移



【参考】前回推計との比較(財政健全化の取組を行う場合)

今回推計－前回推計

【百万円】

科目	第5次総合計画期間										参考値				前回推計からの主な増減理由
	前期基本計画期間				後期基本計画期間										
	平成29年度 (2017年度) 決算	平成30年度 (2018年度) 決算	平成31年度 (2019年度) 決算見込み	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)	令和12年度 (2030年度)	
歳入	地方税	0	53	-10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	地方交付税	0	50	147	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	国庫支出金	0	264	50	118	108	424	262	233	222	218	222	219	217	213 幼保無償化に伴う負担金の増(R2～)
	県支出金	0	13	236	146	142	140	136	133	131	129	128	128	127	126 幼保無償化に伴う負担金の増(R2～)
	地方債	0	-359	52	184	89	133	-29	-11	-11	-10	-11	-11	-11	工業団地アクセス道路や橋梁耐震補強工事の年度別計画の見直し
	繰入金・繰越金	0	184	235	-186	46	-58	-53	85	72	60	42	49	51	12
	そのほか	0	-19	-214	-113	-157	-171	-171	-170	-170	-170	-169	-167	-167	幼保無償化に伴う公立保育園保護者負担金の減(H31～)
	歳入合計	0	189	495	149	229	469	147	271	244	226	212	216	215	174

歳出	人件費	0	-96	-275	271	271	271	466	466	466	466	465	465	466	会計年度任用職員制度への移行による増(R2～)、退職手当組合負担金の積算方法見直しによる減(H31～R5)
	物件費	0	-342	64	-231	-165	-167	-171	-173	-174	-192	-192	-193	-195	-196 会計年度任用職員制度への移行による賃金の減(R2～)
	扶助費	0	-26	96	-85	-126	-153	-164	-172	-183	-189	-195	-198	-204	-207 消費税等増税に伴う社会保障制度への影響額が見込みを下回ったことによる減
	補助費等	0	-251	125	-37	10	12	11	12	11	11	12	12	12	配水場の稼働実績を踏まえ運転管理費等の増に伴い水道会計への補助金の増
	普通建設事業費	0	-18	-113	18	-38	314	0	0	0	0	0	0	0	工業団地アクセス道路や橋梁耐震補強工事の年度別計画の見直し
	公債費	0	0	-1	0	68	-19	-14	38	18	29	25	33	42	9
	そのほか	0	777	-232	214	208	212	213	101	106	102	96	98	94	89 特別会計への繰出金の見直し
	歳出合計	0	42	-335	149	229	469	147	271	244	226	212	216	215	174

【財政健全化の取組効果額】

【百万円】

	平成31年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)	令和12年度 (2030年度)	前回推計からの主な変更理由	
行政		-5	-4	-2	5	5	4	7	14	10	16	19		
特別職報酬の削減	6ページの上表に反映	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
管理職・管理職手当の削減		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
職員数の抑制(398人→357人に抑制)		-5	-4	-2	0	-5	-11	-13	-11	-15	-9	-6	H30.9月に見直した定員管理指針に基づき見込む。	
事務事業の廃止や見直しによる経費削減		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
企業誘致の推進		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
赤道の市道認定の促進		0	0	0	5	10	15	20	25	25	25	25	市道認定による普通交付税措置相当額で見込む。	
市民(受益者)		8	15	15	15	14	-14	-15	-15	-15	-16	-39		
社会教育施設や各センターのあり方の見直し(※1)	6ページの上表に反映	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
桜台小・中学校の自校式給食の見直し(※2)		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
家庭ごみの有料化によるごみ処理料の削減(※3)		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
市営水道料金の適正化(※4)		8	15	15	15	14	-14	-15	-15	-15	-16	-39	審議会の答申どおり改定率15%で見込む。	
合計			3	11	14	20	19	-10	-8	-1	-5	0	-20	